

払戻金制度の内容について

以下の期間に応じて払戻金制度を行っています。

- ・3ヶ月以内に離職した場合（別紙覚書による）
- ・6ヶ月以内に離職した場合（別紙覚書による）
- ・6ヶ月以上1年未満に離職した場合（別紙覚書による）

愛厚産業 株式会社

安城市今池町三丁目1番36号

代表取締役 酒井 陽一